

豊島区外国語観光ボランティアガイドの会(GIVの会)入会届

豊島区外国語観光ボランティアガイドの会 御中

私は、貴会の会員として入会を希望するので会則第5条の規定に基づき入会申込書を提出します。
なお、私は現在、暴力団、暴力団関係者等の反社会的勢力のいずれでもなく、また同勢力の個人及び団体との関係もなく、かつ将来にわたっても該当しないことを表明するとともに、貴会の運営に支障をきたす行為を行わないことを確約します。

年 月 日

署名（自署）：

年 月 日現在

ふりがな	
氏名	
生年月日 昭和・平成 年（ 年） 月 日（満 歳）	
性別 男・女	同居者の数 (本人除く) 名
現住所 〒	
職業	
携帯電話	
TEL	
E-mail (mobile)	
E-mail	
緊急時連絡先 氏名	(続柄)
TEL	

No.

写真

※写真は顔が分かればスナップ写真も可。

貸与品

対応言語
活動可能日
土曜日 日曜日 祝日 平日 曜日 曜日 曜日
午前 午前 午前 午前 午前 午前 午前
午後 午後 午後 午後 午後 午後 午後
夜間 夜間 夜間 夜間 夜間 夜間 夜間
資格（TOEIC、英語検定、ガイド検定等）
経験（外国居住経験、観光ガイド経験等）
志望動機
アピールポイント

事務局使用欄

豊島区外国語観光ボランティアガイドの会会則

(名称)

第1条 本会の名称は豊島区外国語観光ボランティアガイドの会（以下「本会」という）とする。

(目的)

第2条 本会は、ボランティア活動を通して外国人観光客等に対し、豊島区内の施設案内、イベントでの案内及び、街めぐりガイド等を行うことにより、外国人観光客の地域理解や満足度の向上を図り、もって国際交流の推進、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 団体、個人からの依頼または本会の主体的活動として外国人観光客等の案内を行う。
- (2) その他必要と認められる活動を行う。

(運営)

第4条 本会与一般社団法人豊島区観光協会は連携を密にとり、運営を相互に協力する。

2 運営は原則として全会員が参加する全員会議を通じて行い、賛否が必要な事項は、出席者の過半数をもって決定する。

3 万一結論が出ない場合は、役員会に委ねることとする。

(会員および入退会)

第5条 会員は本会の目的に賛同し、日本語と日常会話に困らない程度の外国語力を有する者で、入会届（様式第1号）を提出した後、本会が承認した者とする。

2 新会員の募集は随時、必要に応じて行う。

3 会員は本会の主催する活動が円滑に機能するよう、一定の頻度で活動に参加することとする。

4 会員は本人の意志あるいは定期的に行う更新手続きで継続しない場合は、退会届（様式2）を提出したのち退会できる。

(会費)

第6条 本会の経費は会費、その他の収入をもって充てる。

2 会員の年会費は500円とし、ボランティア傷害保険代に充てるものとする。

3 会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

(観光案内料)

第7条 観光案内料は無料とする。ただし、案内に際して必要な交通費、食費等の実費は利用者の負担とする。

(役員および役員会)

第8条 本会は、会員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長(2名) 会長を補佐し会の運営にあたる。
- (3) 幹事(若干名) 活動の企画、事務、会計等を行う。
- (4) 監査(若干名) 会計監査を行う

2 役員をもって役員会を構成し、全員会議で結論が出ない事項について決定する。決定は出席者の過半数を得ることとする。

3 役員任期は2年とし再任は妨げない。

4 本会は、必要に応じて名誉会長、顧問その他を置くことができる。

(総会)

第9条 総会は年1回開催し、事業、会計、運営事項等の審議や役員を選出を行う。ただし総会は必要に応じて随時開くことができる。

2 議事は出席者の過半数の同意により成立する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は一般社団法人豊島区観光協会内に置く。

(その他)

第11条 この会則に定めのない事項及び会則の改廃、運営、活動に際しての必要な事項は役員会にて別途定める。

附則 この会則は、平成27年11月2日から施行する。

附則 上記の追加・変更は、平成31年4月1日から有効とする。